令和6年6月12日 @社会保障研究会

孤独・孤立対策の推進について

元内閣官房 孤独·孤立対策担当室長 山本 麻里

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒「支え手」「受け手」という関係を超える

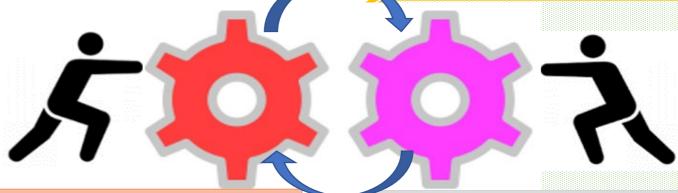
- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

⇒「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える (例:保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の"両輪"と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- ▶ 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- ▶ それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- ▶ 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- ▶ 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- ▶ 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援 者が継続的につながり関わるための相談支援(手 続的給付)を重視
- ▶ 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

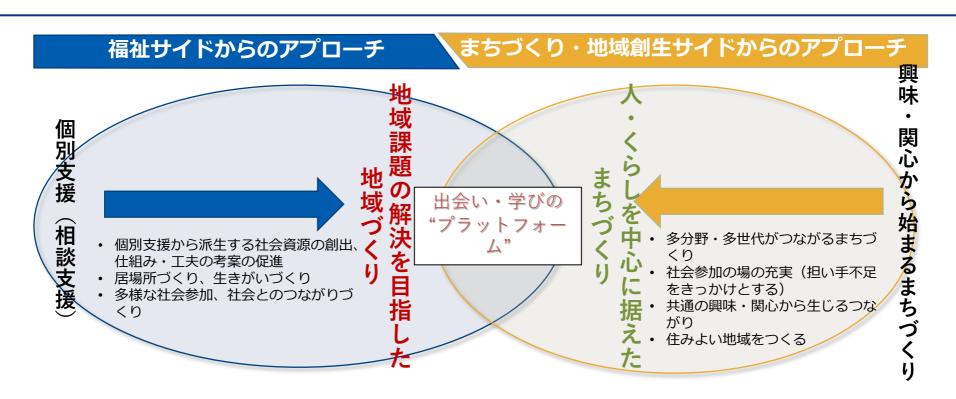
共通の基盤

本人を中心として、"伴走"する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 福祉分野では、個別支援のための地域づくりが一般化し、地域課題の解決を目指した地域づくりに発展する過程が見られる。
- 一方、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化のためのまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉(他者の幸せ)へのまなざしを得ることがある。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で"個人"や"くらし"が関心の中心となったときに、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。
- 今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すかが求められている。



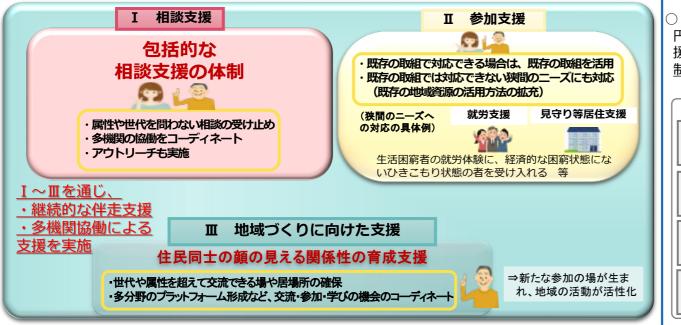
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では<u>狭間のニーズへの対応</u>などに課題がある。 (※) 一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援 体制を構築するため、**I相談支援、Ⅲ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施。**
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、 I ~Ⅲの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、<u>交付金を交付</u>。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、 令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施 -

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を 円滑に行うことを可能とするため、国の財政支 援に関し、<u>高齢、障害、子ども、生活困窮の各</u> 制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



牛活凩窮分野の

相談・地域づくり

属性・世代を 問わない 相談・地域づ くりの実施体 制

重層的支援体制

孤独・孤立について(背景)

背景

○ 社会構造の変化(単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など)により、**家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。

働き方の多様化 ワーキングプアの増加 企業福祉の縮小

過疎化や高齢化 地域組織の衰退 少子高齢化 単身世帯の増加

会社とのつながり

雇用の保障や 手厚い福利厚生 地域とのつながり

地域の互助組織や 支えあい

家族とのつながり

家族や親族などによる 援助

○ 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶり の対前年比増 DV相談件数增 児童虐待相談対応件数増 不登校児童生徒数増

○ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、 社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施するべく、令和3年2月に 孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立について(孤独・孤立の状態)

孤独・孤立の状態

「孤独」 (一般的な捉え方)

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」 (一般的な捉え方) **客観的**概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない 状態を指す

- → 孤独と孤立は密接に結びついているが、
 - ・孤立しているが孤独は感じていない
 - 孤立していないが孤独を感じているということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。 「一人でいること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、 複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」 (孤独・孤立対策推進法における定義) 孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例:子育て

【悩みや困りごと】

風邪を ひく

X

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい

…など

【孤独·孤立】

免疫力が低 下している

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる

人がいない …など

【複雑化·深刻化】

風邪が悪化して重症化

- 母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト(育児放棄)…など

各種支援制度・ 相談窓口等による 支援 一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには?

孤独・孤立の状態にならないためには?

→ 日常にある「つながり」が必要

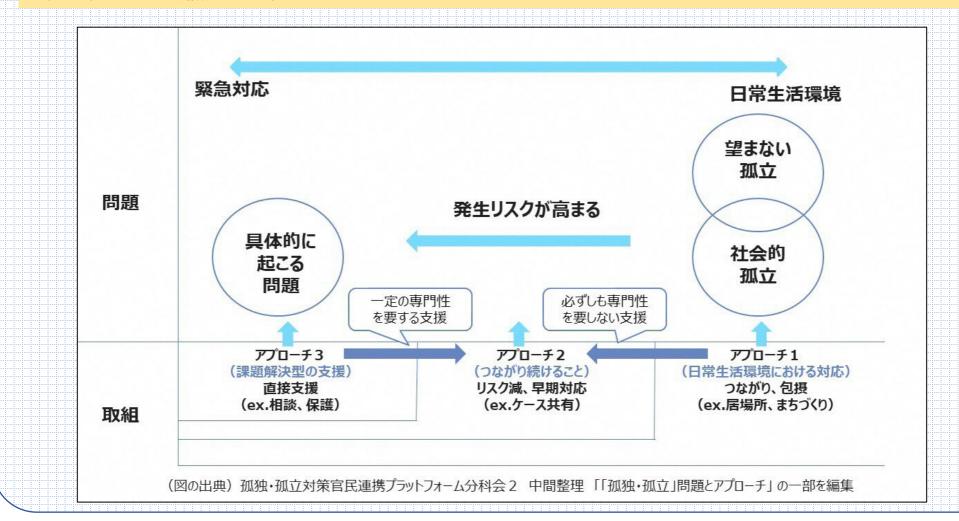
(例:雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人)

「予防」の観点

孤独・孤立について(「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像)

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」のみならず、アプローチ1「日常生活環境(地域社会のあらゆる生活環境)における対応」、さらにアプローチ2「つながり続けること」が、予防や早期対応の観点からも重要。



(参考)国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究①

孤独・社会的孤立/人と人とのつながりの希薄化が与える影響

- ◆ 健康上の様々なリスク
- 社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い (Holt-Lunstad J(2010)Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・ 社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある (Jo Cox Commission on Loneliness 「Combatting Ioneliness one conversation at a time: A call to action」)
- ・他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇 (斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか(2015) 日本公衆衛生雑誌
- ◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子
- ・孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果 (Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)
- ◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退
- 3~4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、 「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果 ((株) 野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022)
- ・職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、 能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下) (Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

World Health Organization WHO Commission on Social Connection "社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。 その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に 兀敵する。"

出典: Infographic

(WHO Commission on Social Connection)

Social isolation and

loneliness have serious

health consequences.

Their health risks are

and obesity.

comparable to smoking

daily, excessive drinking,

人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

◇ ポピュレーションヘルス

- ・感染症への予防行動など
- ◇ コミュニティ・セーフティ
- 住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など
- ◇ 経済的豊かさ
- ・雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

◇ 災害への備えとレジリエンス

・訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と 資源を隣人と共有など

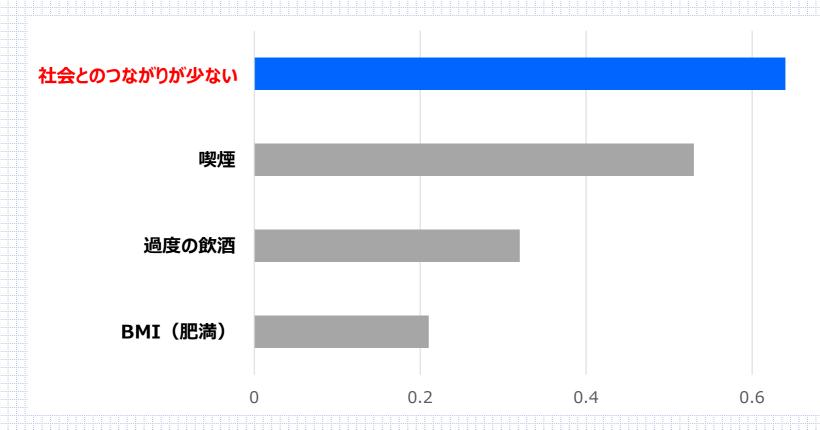
〈 市民参画

「公共の関心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策 やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

出典: "Our Epidemic of Loneliness and Isolation—The U.S. Surgeon General's Advisory on the Healing Effects of Social Connection and Community"(2023)

(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究②

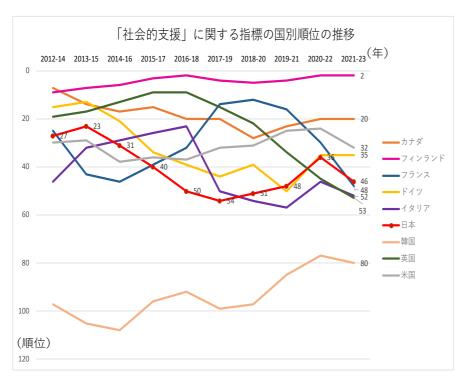


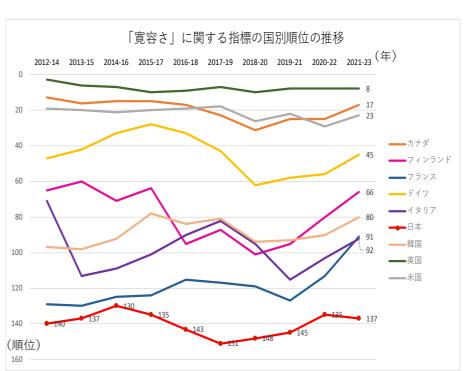


Holt-Lunstad J, Smith TB, Layton JB (2010) Social Relationships and Mortality Risk: A Meta-analytic Review. PLoS Med 7(7): e1000316. https://doi.org/10.1371/journal.pmed.1000316

幸福度の要因分解(社会関係資本に関する指標の推移)

- 〇 国連の「世界幸福度報告(World Happiness Report)」において、幸福度に影響を与える要因のうち「社会的 支援」と「寛容さ」については、社会関係資本に関する指標と見なされることが多い。
- それぞれの指標について国別順位を見ると、日本は「社会的支援」については近年上昇傾向にあったが、 2024年のレポートでは下落に転じ、G7の中では依然として下位グループに位置している。また「寛容さ」については近年140位前後で推移しており、G7の中では最も順位が低い。





(備考)

1. 国連「世界幸福度報告(World Happiness Report)」より作成。「社会的支援(Social support)」は、「困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか、いないか」という二者択一の質問への回答を平均したもの。「寛容さ(Generosity)」は、「過去1か月間に慈善団体に寄付をしたか」という質問への回答の平均を一人当たりGDPで調整したもの。



日独オンライン・シンポジウム(2024年2月13日)



- 2023年6月に小倉將信孤独・孤立対策担当大臣(当時)とリザ・パウス大臣(ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年相)が、孤独・孤立に関する初会談を実施し、両国の知見や政策を共有し情報交換を継続することを合意した「孤独・孤立に関する日・独共同発表」に署名した。
- 上記に基づき、ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省、内閣官房孤独・孤立対策担当室、ベルリン日独センターの共催で日独オンライン・シンポジウム 「孤独と社会的孤立に立ち向かう政策と実践-ドイツと日本の視点」を開催した。

孤独・孤立に関する日・独共同発表(2023年6月26日)

孤独・孤立に関する日・独共同発表(日本語訳抜粋)

日独両国は、孤独・孤立は、全ての人が抱え得る普遍的かつ社会的な課題であり、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により顕在化・深刻化したグローバルな重要課題であると認識しています。

日本では、孤独・孤立の実態調査、孤独・孤立対策の重点計画の作成、官民連携体制の構築等に加え、孤独・孤立対策推進法の制定により、孤独・孤立対策を総合的に推進しています。

ドイツ連邦共和国では、連邦政府の孤独対策戦略を策定・実行していきます。孤独・孤立対策への支援は行われています。これらの取組を通じ、意識啓発、調査研究・具体的事業の強化、政策分野横断的な活動、および当事者に対する支援の拡充を目指していきます。

孤独・孤立対策の政策立案に当たり、日独両国は、以下の点について、孤独・孤立対策に関する情報交換を継続することに合意しました。

- 1. 孤独・孤立対策においては、「予防」の観点から、人と人との「つながり」や「絆」を実感できることや、孤独・孤立に伴うスティグマを解消して、誰もが支援を求める声を上げやすく、周囲が声をかけやすくすることが重要であり、そのための社会環境づくりについて、両国の知見や政策を共有する。
- 2. 孤独・孤立の実態に関する調査研究について、両国の知見を共有し、データに基づく 政策を推進する。







シンポジウム概要

日時

2024年2月13日(火)16:30~20:30(日本時間)

テーマ

孤独と社会的孤立に立ち向かう政策と実践ードイツと日本の視点

主催

20:30

閉会

ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省 内閣官房孤独・孤立対策担当室 ベルリン日独センター

言語

ドイツ語・日本語 ※同時通訳・ 手話通訳付き

	7777 LISAC27	
日本時間	プログラム	登壇者
16:30	開会挨拶	ユリア・ミュンヒ(ベルリン日独センター事務総長) <ビデオメッセージ> リザ・パウス(ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年大臣) 加藤鮎子(孤独・孤立対策担当大臣)
16:45	孤独と社会的孤立に関する政策展開 ・日独事務方(局長級)による発表と質疑・議論	アンドレアス・シュルツェ (ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省 少子高齢化・高齢者・福祉介護局長) 山本麻里 (内閣官房 孤独・孤立対策担当室長)
17:30	第1部 孤独に対する実践的行動 ・高齢者及び若年層を対象とした実践例等の発表と議論 ・ドイツはESF Plusプログラム(主に60歳以上対象)に関する発表を想定	大西連 (認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長、 内閣官房 孤独・孤立対策担当室政策参与) ジルケ・オッペンハウゼン (社団法人労働者福祉団体AWO プロジェクトコーディネーター) 大空幸星 (特定非営利活動法人あなたのいばしょ 理事長) ナタリー・ディッチ=アルブレヒト (社団法人マルタ騎士団 プロジェクトコーディネーター)
18:40	第2部 詳細な調査比較 ・孤独と孤立の定義とや指標、調査結果に基づく分析に関する発表と議論	斉藤雅茂 (日本福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科教授) ヤノシュ・ショービン (社団法人ソーシャルワーク・社会教育学研究所 研究員)
19:50	意見交換 ・政策、実践、研究のプレゼンテーションから得られた知見や今後の課題についての見解等の意見交換を行う	第1部と第2部の登壇者6名



日独オンライン・シンポジウム(2024年2月13日)



- 2023年6月に小倉將信大臣(当時)とリザ・パウス大臣(ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年相)が孤独・孤立に関する初会談を実施、両国の知見や政策を共有し情報交換を継続することを合意した「孤独・孤立に関する日・独共同発表」に署名。
- ○上記に基づき、ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)、内閣官房孤独・孤立対策担当室、ベルリン日独センター(JDZB)の共催で日独オンライン・シンポジウム「孤独と社会的孤立に立ち向かう政策と実践ードイツと日本の視点」を開催した。

開催日時

2024年2月13日(火) 16:30~20:30(日本時間) ※8:30~12:30(欧州時間)

テーマ

孤独と社会的孤立に立ち向かう政策と実践ードイツと日本の視点

日独における孤独と社会的孤立に対する政策展開

日独事務方(局長級)から孤独・孤立対策の発展の背景やこれまでの取組について発表と議論



内閣官房 孤独·孤立対策担当室長

山本 麻里



ドイツ連邦 家族・高齢者・女性・青少省 少子高齢化・高齢者・福祉介護 局長

アンドレアス・シュルツェ

【第2部】詳細な調査比較

孤独に関する日独の調査結果について発表と議論(日本は「人々のつながりに関する基礎調査」の結果を中心に紹介)



日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授

斉藤 雅茂



社団法人ソーシャルネットワーク・ 社会教育学研究所(ISS) 「孤独コンピテンシー・ネットワーク・ プロジェクト(KNE)」研究員

ヤノシュ・ショービン

【第1部】 孤独に対する実践的行動

高齢者及び若年層を対象とした実践例等の発表と議論



認定NPO法人 自立生活サポートセンター ・もやい 理事長

大西 連



社団法人労働者福祉団体 AWOハノーファー支部 プロジェクト「真ん中で歳をとる・地域で活動」、ESFプラス・プログラム「高齢者の社会参画支援」 担当プロジェクトコーディネーター

ジルケ・オッペンハウゼン



特定非営利活動法人 あなたのいばしょ 理事長

大空 幸星



社団法人マルタ騎士団 ランズフート支部 プロジェクト「ともに・お互いに」 担当プロジェクトフーディネーター

ナタリー・ディッチ=アルブレヒト

総括討議

第1部と第2部のプレゼンター計6名が登壇しプレゼンから得られた 知見や今後の課題についての見解などの意見交換

※オンライン参加者との意見交換、質疑応答も実施

<アーカイブ動画>

ベルリン日独センター(JDZB)のYouTube チャンネルにて日本語・ドイツ語それぞれの言語 で視聴可能。

日本語ver.の視聴はこちら⇒



WHO Commission on Social Connection (社会的つながり委員会)



- WHO(世界保健機関)は孤独と社会的孤立の問題が世界的な公衆衛生の優先事項として認識され、必要な資源が提供されるようになることを目指し、 2024年から2026年の3カ年計画として、WHO Commission on Social Connection (社会的つながり委員会)を発足。
- 当委員会は政務レベルの「ハイレベル委員会 と専門家レベルの「諮問グループ」、「WHO事務局 とで構成される。ハイレベル委員会の設立メンバー11名のう ちの1人として、日本の孤独・孤立対策担当大臣も招聘を受けており、孤独・孤立対策の分野でリーダー的存在の日本のコミットメントが期待されている。

目指すビジョンと目標

A world where everyone has quality social connections that benefit their health and wellbeing.

すべての人が健康と幸福感に寄与する質の高い社会的つながりを持つ世界

- 1. 社会的つながりの可視性と政治的優先度を向上させる
- 孤独と社会的孤立の問題を、世界中のすべての地域と年齢層の人々に影響を及ぼす真のグ ローバルな公衆衛生問題であると位置づける
- 3. 費用対効果の高いソリューションの拡大を支援する

委員会メンバー

※発足時点

<共同議長>

チド・ムベンパ アフリカ連合委員会 ユース特使



ヴィヴェック・マーシ 医務総監

(米国)



カレン・デサルボ Google チーブヘルスオフィサー (米国)



ジェイコブ・フォルスメド

社会問題,公衆衛生 担当大臣 (スウェーデン)



ヘイブン・ジルマ 盲ろう者の権利擁護 活動家 (米国)



加藤 鮎子 孤独:孤立対策 担当大臣 (日本)



ハリッド・アイト・タレブ 保健·社会保障大臣



ヒナ・ジラニ 高齢者・人権弁護士

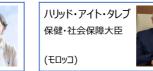


(バヌアツ)

ラルフ・レゲンバヌ 気候変動大臣



ヒメナ・アギレラ・ サンフエザ 保健大臣 (チリ)



クレオパ・マイル

国連常駐代表

(ケニア)

これまでの流れと今後の予定 (2024年2月時点)

'23年11月

「社会的つながり委員会 ローンチ

• 11月15日のWHO定例会見にてテドロス事務局長が委員会の発足を発表

12月

第1回ハイレベル会合

- ・12月5-8日にかけ、イタリアのベラジオにてハイレ ベル会合を開催、当委員会の3年間のビジョン をどのようにリードし実現していくかについて議論
- 加藤大臣のビデオメッセージを送付 (事務方が代理出席)



●ビジョン実現に向けた優先行動

委員会レポート

(2025)



'24年1月

WHO執行理事会(EB154)

- ・1月26日のagenda item 21'Well-Being & Health Promotion'で当 委員会の最近の動きについて報告、米国・日本・モロッコ・スウェーデン・ケニア ・チリの共同声明を発表
- ●共同声明(日本語仮訳より抜粋)

「人間の健康と幸福感における社会的つながりの重要性」

(中略) 我々は、執行理事会の仲間とWHOのより広範なコミュニティに、「すべて の人が健康と幸福感に寄与する質の高い社会的つながりを持つ世界」という委員会 のビジョンを実現するための協力を呼びかける。



3月13日 (オンライン)、7月3日 (オンライン)、9・10月 (対面) 予定

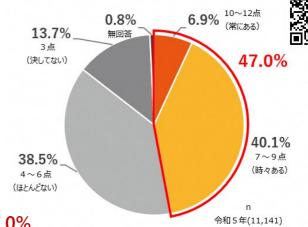
孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和5年)より①

約4~5割の人が孤独を感じている

↓調査結果の詳細は∫



- ①あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。
 - 1. 決してない
- 3. 時々ある
- 2. ほとんどない
- 4. 常にある



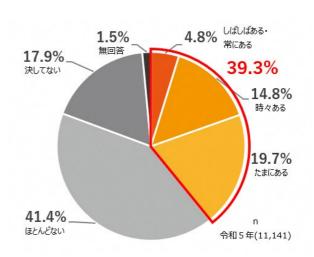
・孤独感が「10~12点(常にある)|「7~9点(時々ある)|の人が47.0%

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- 1. 決してない 4. 時々ある

- 2. ほとんどない 5. しばしばある・常にある
- たまにある

・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が 39.3%



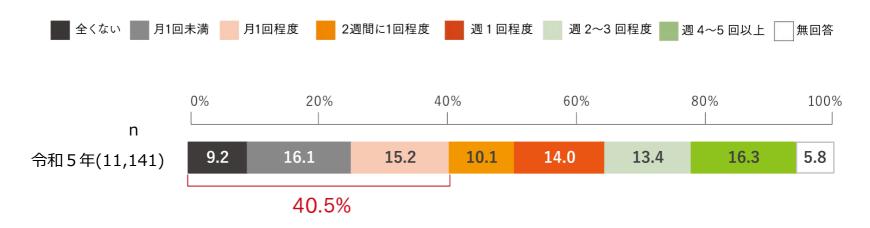
[※]問1~3は「UCLA 孤独感尺度 Iの日本語版 3 項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア(本調査では最低点 3 点~最高点12点)が高いほど孤独感が高いと評価している。 「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和5年)より②

同居していない家族や友人との会話は、 「全くない」が約1割、「月に1回程度以下」が約4割

問4

同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度は?



- ・「直接会って話すことが全くない」人が約1割
- ・「月に1回程度以下(※)」の人が約4割

※「全くない・月1回未満・月1回程度」と回答した人を「月に1回程度以下の人」としています

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和5年) 調査結果のポイント

内閣官房孤独・孤立対策担当室

調査の背景

- 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、 政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、
 - ・令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施(令和4年4月公表)
 - ·<u>今回は3回目の調査</u>

調査の実施概要

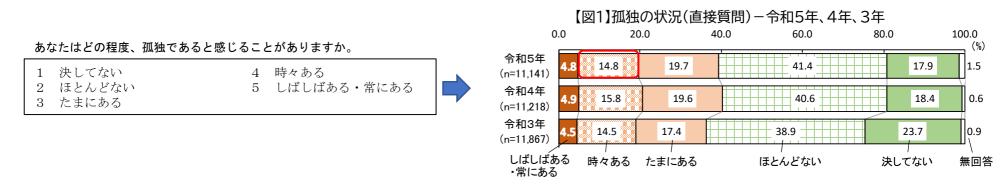
正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査の根拠法令	統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査
調査対象	全国の満16歳以上の個人:2万人(無作為抽出による)
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答 (※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施)
調査期日	令和5年12月1日(調査への回答期限:令和6年1月19日)
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等(全30問)
回答数	調査書類の配布数:20,000件 有効回答数:11,141件(有効回答率55.7%)
結果公表	令和6年3月29日※

[※]調査結果は内閣官房孤独・孤立対策担当室WEBサイト(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html)及び 政府統計ポータルサイト(https://www.e-stat.go.jp/)に掲載

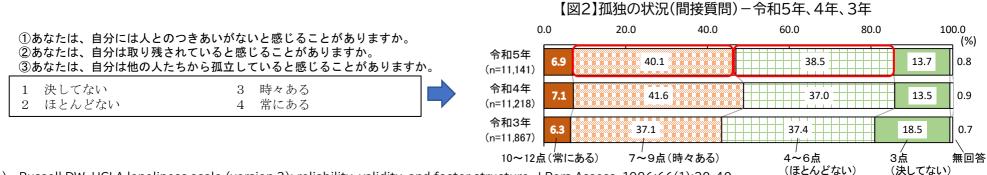
孤独の把握方法、孤独の状況

- <u>孤独という主観的な感情をより的確に把握</u>するため、この調査では**2種類の設問を採用**
- 【1】直接質問:孤独感を直接的に問うもの
- <u>孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.8%、</u>「時々ある」が14.8%、「たまにある」が19.7%、 一方で、孤独感が「ほとんどない」と回答した人は41.4%、「決してない」が17.9%(図1)
- 令和4年と比較すると、孤独感が「時々ある」の割合が縮小(図1)

(注)比率の差の検定を行い、統計学的に有意差(信頼度95%)が認められる場合にのみ判定(以下同じ)



- 【2】間接質問 :カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のラッセルが、孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した「UCLA孤独感尺度」「1)の日本語版2)の3項目短縮版3)に基づき、以下の3つの設問への回答をスコア化4)して孤独感を評価するもの
- 合計スコアが「10~12点」の人が6.9%、「7~9点」の人が40.1%、一方で、「4~6点」の人が38.5%、「3点」の人が13.7%(図2)
- 令和4年と比較すると、合計スコアが「7~9点」の割合が縮小し、「4~6点」の割合が拡大(図2)



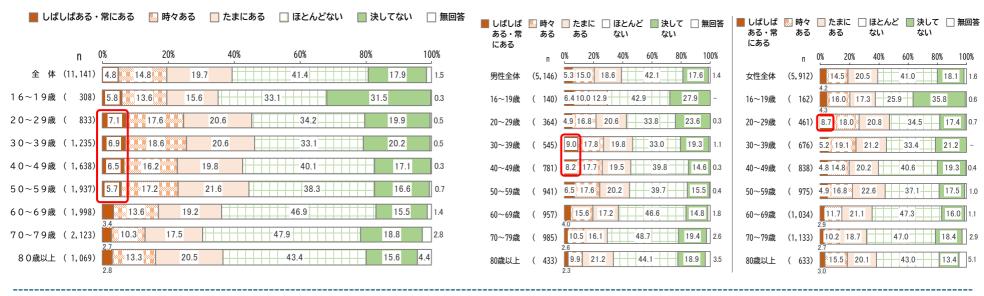
- 1) Russell DW. UCLA loneliness scale (version 3): reliability, validity, and factor structure. J Pers Assess. 1996;66(1):20-40.
 2) 好田ゆづり、田高悦子、他:高齢者における日本語版UCLA孤独感尺度(第3版)の開発とその信頼性・妥当性の検討、日本地域看護学会誌、15(1):25-32,2012.
- 3) Arimoto A & Tadaka E:Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers. BMC Women's Health, 2019:19:105.
- 4) 「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化。合計スコア(3点~12点)が高いほど孤独感が高いと評価

孤独の状況(年齢階級別、男女別の孤独感、孤独感の継続期間)

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、<u>20歳代から50歳代で高い</u>(図3)
- 男女別にみると、<u>男性が5.3%、女性が4.2%</u> 男女・年齢階級別にみると、男性では30歳代及び40歳代、女性では20歳代で高い(図4)

【図3】年齢階級別孤独感

【図4】男女·年齢階級別孤独感



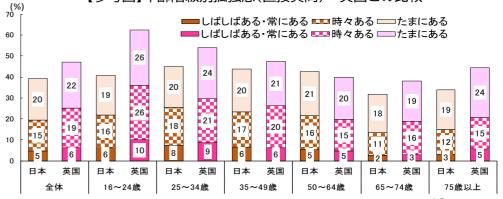
【参考掲載】

英国政府の統計調査(Community Life Survey 2021/22)結果

- 英国調査の直接質問では、孤独感が「しばしばある・常にある」は6%、 「時々ある」が19%、「たまにある」が22%という結果が公表されてい る。
- 年齢階級別にみると、16~24歳の年齢階級で孤独感(直接質問)が高くなっている。

※日本の数値は、英国との比較のため、年齢階級及び表章単位を英国の調査に合わせている。 ※調査方法等が異なるため、比較には注意が必要である。

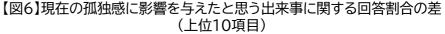
【参考図】年齢階級別孤独感(直接質問) - 英国との比較

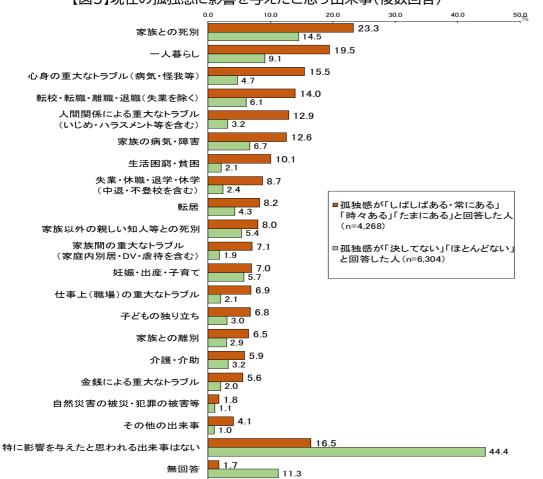


孤独の状況(現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事)

- 現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人 (<u>孤独感が比較的高い人)では、「家族との死別」を回答した割合が23.3%</u>と最も高く、次いで、「一人暮らし」(19.5%)、「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」(15.5%)などとなっている(図5)。
- 孤独感が比較的高い人と孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人とで、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の回答割合の差をみると、「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」が最も大きく、次いで、「一人暮らし」、「人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメント等を含む)」などとなっている(図6)。







順位	出来事	回答割合 の差(ポイント)
1	心身の重大なトラブル(病気・怪我等)	10.8
2	一人暮らし	10.4
3	人間関係による重大なトラブル (いじめ・ハラスメント等を含む)	9.7
4	家族との死別	8.8
5	生活困窮·貧困	8.0
6	転校・転職・離職・退職(失業を除く)	7.9
7	失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)	6.3
8	家族の病気・障害	5.9
9	家族間の重大なトラブル (家庭内別居・DV・虐待を含む)	5.2
10	仕事上(職場)の重大なトラブル	4.8

[※]上記は、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関し、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の回答割合から、孤独感が、「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の回答割合を差し引いた結果

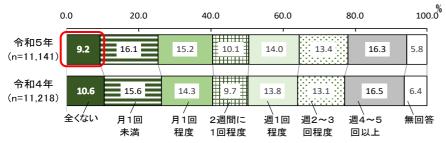
孤立の把握方法、孤立の状況

■ 孤立については、国内の先行研究などを参考に①家族・友人等とのコミュニケーション頻度(社会的交流)、②社会活動への参加状況 (社会参加)、③行政機関・NPO等からの支援の状況(社会的サポート(他者からの支援))、④他者へのサポート意識(社会的サポート (他者への手助け))の状況から把握

(1)家族・友人等とのコミュニケーション頻度

■ 同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが「全くな い」と答えた人の割合は9.2%で、令和4年より縮小(図7)

【図7】同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度



③行政機関・NPO等からの支援の状況

- 支援を「受けていない」と答えた人の割合が86.7%で、令和4年 より縮小(図9)
- 支援を受けていない理由としては、「支援が必要ではないため」と 回答した割合が63.7%と最も高い

【図9】不安や悩みに対する行政機関・NPO等からの支援の状況



(注)行政機関・NPO等からの支援については、日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」 と回答した人を対象として尋ねている。

②社会活動への参加状況

- 「特に参加はしていない」と答えた人の割合が51.8%で、いず れかの活動に参加している人の割合は47.4%(図8)
- 令和4年と比較すると、「特に参加はしていない」の割合が縮小 し、「いずれかの活動に参加している」が拡大(図8)

【図8】社会活動への参加状況



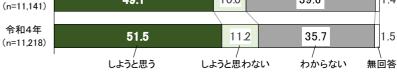
4他者へのサポート意識

0.0

令和5年

- まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、積極的に声掛けや 手助けを「しようと思う」と答えた人の割合が49.1%(図10)
- 令和4年と比較すると、「しようと思う」、「しようと思わない」の割 合が縮小し、「わからない」が拡大(図10)
- ■「しようと思う」と答えた割合は、男性では16~19歳、20歳代及 び40歳代、女性では16~19歳、20歳代及び30歳代で高い





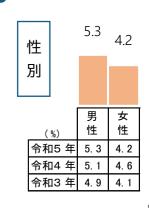
1.4

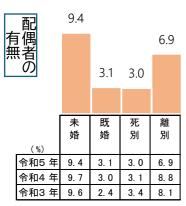
【参考】孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合に関する主な属性別結果

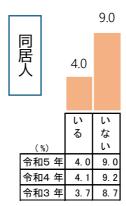
あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

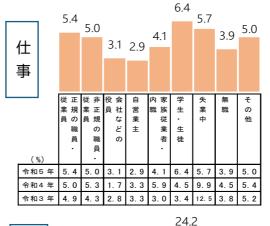
	令和5年	令和4年	令和3年
<u>しばしばある・常にある</u>	<u>4.8%</u>	4.9%	4.5%
時々ある	14.8%	15.8%	14.5%
たまにある	19.7%	19.6%	17.4%
ほとんどない	41.4%	40.6%	38.9%
決してない	17.9%	18.4%	23.7%
無回答	1.5%	0.6%	0.9%

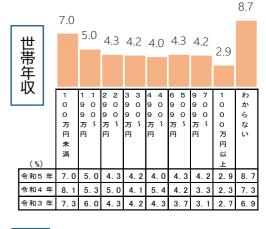


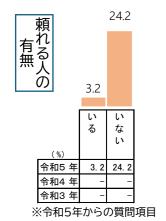


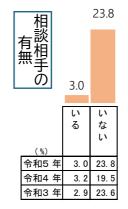




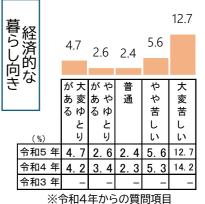




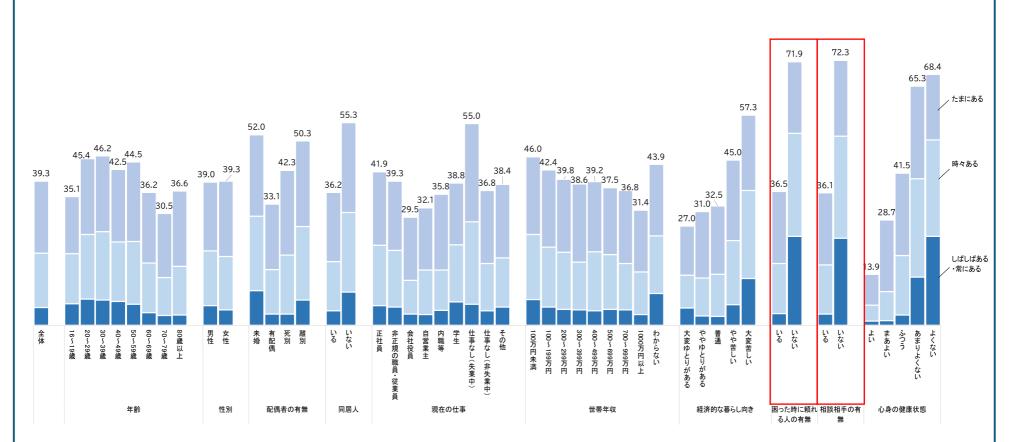








【参考】主な属性別にみた孤独を感じることが「ある」と回答した人の割合(令和5年)



注)グラフ中の数値は、孤独を感じることが「しばしばある・常にある」、「時々ある」及び「たまにある」と回答した者の合計割合(単位:%)

【参考】孤独感(直接質問・間接質問)別支援を受けていない理由【複数回答】(令和5年)

											(%)
	n	支援が必要ではないため	程度であるため支援が必要だが、我慢できる	支援の受け方がわからないため	であるためであるための手続が面倒	感じるため 支援を受けるのが恥ずかしいと	かけるため支援を受けると相手に負担を	(支援対象外の場合を含む) 支援を申し込んだが断られたため	と思うため 支援を受けても状況は変わらない	その他	無回答
令和5年 全体	7,043	63.7	15.8	17.2	9.6	3.5	2.4	1.1	12.6	3.0	1.5
しばしばある・常にある	420	31.0	16.2	32.4	21.7	11.9	10.0	2.9	33.6	8.1	1.7
時々ある	1,248	50.2	18.7	26.3	14.1	6.4	3.7	1.5	17.1	3.3	1.5
たまにある	1,563	59.7	19.4	21.6	12.0	3.9	2.4	0.9	14.9	2.9	1.7
ほとんどない	2,691	72.4	14.4	11.7	6.4	1.7	1.1	1.1	8.1	2.2	1.3
決してない	1,024	77.6	10.5	8.1	4.1	1.2	0.9	0.6	6.9	2.5	1.4
10~12点(常にある)	593	35.1	18.2	32.2	20.2	11.5	7.9	2.0	30.4	7.4	1.7
7~9点(時々ある)	3,191	58.9	17.4	21.3	12.3	4.5	2.8	1.3	15.0	2.8	1.3
4~6点(ほとんどない)	2,397	72.3	14.7	11.2	5.2	1.3	1.1	0.9	7.7	2.2	1.7
3点(決してない)	832	79.0	11.2	7.9	4.0	0.8	0.5	0.7	5.4	2.6	1.4

孤独・孤立について(まとめ)

孤独・孤立の問題は 個人の問題ではなく社会全体 の問題。 孤独・孤立対策とは、「つながりづくり」。 つながりは、あらゆる分野で 必要とされている。

孤独・孤立に取り組む 必要性や対策は、福祉分野だけの ものじゃないんだ!



政府のこれまでの主な対応

令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の任命 内閣官房孤独・孤立対策担当室の設置

司令塔 機能

民間団体·NPO との対話、連携

令和3年3月 全省庁の副大臣を構成員とした会議立ち上げ

政府内 連携

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を開始

予算確保

令和3年8月 孤独・孤立対策ウェブサイトの公開

広報 周知啓発

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施 令和3年12月

実態 把握

令和3年12月 孤独・孤立対策重点計画の決定

理念 · 方針

令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始

地方の官民 連携促進

令和4年7月 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

相談支援

令和5年5月 **孤独・孤立対策推進法**の成立 令和6年4月 施行

法律

政府全体での対応、 民・NPOとの連携 がポイントだね!



あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない



「あなたはひとりじゃない」 ウェブサイト









「孤独·孤立対策強化月間」 ウェブサイト

もう、ひとりで悩まない、 みんなで支え合う社会へ

孤独・孤立対策の重点計画(基本理念・目指すべき姿・基本方針)

孤独・孤立対策の基本理念・目指すべき姿

- (1) 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体で対応
- (2) 当事者や家族等の立場に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と対等につながり、人と人との「つながり」を実感できる施策を推進 社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに 築ける社会環境づくり
 - →「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
 「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

- (1)孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会** とする
 - ①孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ②支援情報の発信(ウェブサイト等)
 - ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ①相談支援体制の整備(「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等)
 - ②人材育成等の支援

孤独・孤立対策の重点計画 (令和4年12月26日改定 孤独・孤立対策推進会議決定)



https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku/r04/index.html

- (3)見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり
 - ①居場所の確保(日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を 築ける多様な「居場所」づくり等)
 - ②アウトリーチ型支援
 - ③「社会的処方」の活用
 - ④地域における包括的支援体制
- (4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、 官・民・NPO等の連携を強化
 - ①NPO等の活動への支援(各年度継続的に支援)
 - ②NPO等との対話の推進
 - ③連携の基盤となるプラットフォームの形成(国・地方の官民 連携プラットフォーム)
 - ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

(参考) 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会より

- 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、重点計画の基本方針を踏まえた孤独・孤立対策に係る課題等の テーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。重点計画にも反映。
- 3つの分科会における検討成果・中間整理については以下のとおり。自治体における取組の検討の際の参考として御覧いただきたい。

分科会1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

活動の詳細は→

【目的】重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

【検討成果】①制度を知らない層、②制度は知っているが相談できない層、③相談者になりうる層 別に現状と課題・対応案を整理。

分科会 2 きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた 行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方

活動の詳細は→「

【目的】多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を 推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

【中間整理】「孤独・孤立」問題とアプローチの構造、支援の場となる「地域」・支援を担う「施策」と「主体」の検討、制度内・制度外・制度内外の境界・連携の観点からの整理。

分科会3 相談支援に係る実務的な相互連携の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制(統一的な相談ダイヤル等)や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討。

【中間整理】「孤独・孤立相談ダイヤル」(#9999)の試行事業の成果、課題と対応案を整理。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会 1:「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方 これまでの検討成果の概要

令和4年10月7日

1. はじめに

「孤独・孤立対策の重点計画」(R3.12.28)の基本方針(1)をテーマとして、"支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会"に向けて、孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める取組の在り方を検討。

(※方針(1):孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする)

2. 検討の視点

- ○「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(R3)」の結果を 踏まえ、以下の3つの視点から課題と対応策を検討。
 - ①制度を知らない層
 - ②制度は知っているが相談できない層
 - ③相談者(相談を受ける人)になりうる層

3. 現状と課題

& 4. 対策案

※ 対策案については、**速やかに取り組むことが基本**であるが、中長期的に取り組むものも含め、以下のようなことが考えられる。

①制度を知らない層

当事者や家族に必要な情報が届くよう、 制度・情報に触れる機会の増加</u>が必要

- ▶「プッシュ型」、「アウトリーチ型」による 予防的な関わり 強化(※転入・転出、 母子健康手帳交付時等)
- ▶ 制度や相談先の情報サイトやポータル サイト等を公共機関等のHPに掲載
- ▶ 検索連動型の広告・ポスター
- > 孤独·孤立対策強化月間·週間
- ▶ 地域で制度を学ぶ・周知の機会 等

②制度は知っているが相談できない層

相談ルードルを下げる、相手への迷惑負担への配慮、**遠慮・我慢をなくす**ことが必要

- ▶ 制度や相談機関と接する機会の増加
- 申請負担感の削減(オンライン化等)
- ▶ イベントやキャンペーンによる効果的な周知
- > 孤独·孤立対策強化月間·週間
- ▶ 制度活用は権利であることの認識周知 (例:アウティング防止、「主訴がわからない= どうしたらよいかわからない状態」者への広告)
- > **行政と民間団体の連携**促進 等

③相談者(相談を受ける人)になりうる層

社会的理解や関心、関われるタイミングや きっかけ、**ためらいの弊害の除去**が必要

- > 身近な**実践者の事例紹介**
- ▶ 様々なライフステージにて支え手になる 方法を学ぶ活動の実施
- (※2005年開始、1,391万人(R4.6末)、 全国統一のテキストによる90分程度の講座)
- ▶ ゲートキーパー等の既存の取組を推進
- ▶ コーディネートやサポート体制の整備 等

4その他

- 支援に関わる者は、孤独・孤立の実態(実態調査の結果等)を基礎知識として備えておくことが必要。
- **地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築・全国への普及**、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

5. おわりに

- ○「4.対策案」は、広く官民が連携し、相談者になりうる層の育成を基盤にして孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的。
- **分科会 1** としては、各種取組の進捗を確認しながら、**孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討**。
- なお、「プッシュ型」「アウトリーチ型」の支援については、分科会 2、分科会 3 の議論とも連携しながら検討。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

何を行っていくべきか

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した**「きめ細かな」支援**を前提 として、
 - ・分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つなぎにより、「切れ目なく」支援
 - ・伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合、「**息の長い」支援**が求められる。
- 「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることが、セーフティネットの 構築である。
- 緊急時対応のみならず、「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点 からも重要。
 - ・緊急時対応を中心とした**他分野・他施策の基盤の強化にもつながる**。
 - ・ <u>当事者を含め広く多様な主体</u>が関われるようにし、<u>人とのつながりや信頼が醸成</u>され、 全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか

【国(地方)】

制度内

⇒各府省の施策に孤独・孤立対策の視点、

実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を通じた地方自治体の取組の後押し

【民間企業、NPO、社協、社福、住民互助組織等】

⇒**日常の様々な分野** (文化・芸術、スポーツなど) で「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを多様な形で推進

【国、地方】

制度外

⇒**「つながり」の場づくり自体を施策として評価**、本来の政策目的による施策を推進して 取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価

【行政、民間】

⇒<u>市民による自主的な活動やボランティア活動</u>について、**活動の活性化や参加意識の 向上**を促進

制度内 外の境界 【行政、民間】⇒強みを活かす形で適切な組合せにより対応(制度外での民間活動の評価や制度の弾力的運用)、新たな課題に官民で対話

【行政、民間】

連携

⇒**対等なパートナーシップの構築**(行政を中核とした**「垂直型連携」**ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」)

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例(1/2)

~地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査~

活動名·団体名·取組概要

リビングカーによるお出かけ「いとこんち」

一般社団法人 ソーシャルペダゴジーネット (北海道札幌市)

子育て中のシングルマザー・ヤングケアラー・社会的養護施設出身者など、孤独・孤立リスクが高い子どもや若者を対象として、調理機能と交流機能を備えた車両で市内各地に出向いて、見守り型サロンを展開する。サロンでは、当該子ども・若者と、見守ってくれる地域住民とを「親戚のような」距離感で繋いていく。

対象	特徴
子ども・若者	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

活動状況

- 家庭に食料や日用品を配達しながら様子を聞き取る「見守り支援」は、シングルマザー、ケアリーバー、ヤングケアラー等延べ16名が利用。
- 外出機会が制限されがちな中高生を自宅に迎えに行く「移動支援」には、延べ12 名が参加した。「送り迎えの車の中で話ができるのも、ゆっくり話ができていい! |
- 子ども・若者が集まる場所に車を停め、車内空間を活用して交流を促進する「居場所づくり支援」には、延べ798名が参加。「案外居心地いいね。ちょっとアウトドアしてるみたいで楽しい。」「もう毎週でも、毎日でも来て欲しいです。甘いものがあるのが嬉しい!」







ミツバチと共に創る心を繋ぐ地域共生コミュニティ

一般社団法人 WATALIS (宮城県亘理町)

当法人が運営するコミュニティカフェと遊休農地を活用し、孤立化しがちな高齢者をはじめ障がい者やメンタルヘルスに問題を抱えた人などを対象として、ミツバチをテーマとした体験型プログラムを実施。

地域の自然環境について学び、景観維持と環境保全を促進するための実践活動を行う。交流と地域貢献の取り組みを通して、多様な構成員が職業や世代を超えて繋がる新たな地域コミュニティを創る。

対象	特徴
高齢者・障がい者	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

- メンタルに不調に抱える30代の男性がミッバチをテーマとした体験型プログラムに参加し、多様な世代の方との交流と地域貢献の取り組みを通して生きる喜びを実感。ミッバチ飼育に関わるようになってから気持ちの浮き沈みが緩やかになり、最近新しい職場が決まったとの連絡があった。
- コミュニティカフェには地域の高齢者が多く来店。98歳のおじいちゃんはほぼ毎日来店。息子さん夫婦と同居しているものの、奥様が亡くなり同世代の知人もいなくなり話し相手がいないとのこと。耳が遠いのでいつも筆談している。「ここでコーヒーを飲んで、話を聞いてもらうのが楽しい。こういう場所が欲しかったんだ!!







「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例(2/2)

~地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査~

活動名·団体名·取組概要

活動状況

日本版メンズ・シェッドの提供事業

特定非営利活動法人 かみああと (愛知県瀬戸市)

大工仕事などを通じた男性の中年・シニア世代の交流の場となる新たな居場所を立ち上げ、ペットのための小屋や野鳥の巣箱作りなどを地域の子供達と共に行う。

また、家具や自転車の修理など、地域に必要な活動を行うと同時に、 ご年配者が自身の新たなスキル、技術をお互いに教えあい体得する教 育の場として提供する。

対象	特徴
中年・シニア世代 (特に男性)	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

- 興味を持って参加してもらえる中高年・シニア世代を集めるため、地元の町内会、地域包括支援センター、行政、市会議員等の協力を得ながら、ポスターやパンフレットによる広報を実施。
- 近隣の市町に住んでいる人にも声をかけており、参加した人が地元の地区で同様の 取組を展開することで、より広い地域で中高年・シニア世代の孤独・孤立の予防さ れることを目指している。
- 具体的に制作する作品を決めて、10月頃から参加者と共に制作に取り組んでいく 予定。制作した作品を瀬戸市で開催されているマルシェに出品するなど、利益を得られる活動とすることで、本取組が事業終了後も継続して取り組んでいけるよう工夫。







SUBACOを拠点とした全世代ごちゃまぜに支え合う 地域づくりの取組

特定非営利活動法人 抱樸(福岡県北九州市)

暴力団事務所跡地を活用した希望のまちプロジェクトを進めており、跡地における建築が始まるまでの期間SUBACO(プレハブ)を設置し、誰も寄り付かなかった場所で住民と出会い・つながり、「役割と出番」のある日常を創出する。

対象	特徴
孤独感を持つ多世代	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

- 「七夕飾りづくり」や「地域清掃」、「ミニマルシェ」等、地域住民同士が触れ合うためのイベントを開催(7月)。
- 弁護士や司法書士等と協働し、困りごとを抱える人と専門家をつなげ孤独に陥らないための機会として「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」を開催。相談ブースだけではなくフードパントリー(住民や企業からの寄付等)、食事(ドライカレー、かき氷)の提供、こどもの遊び企画なども一緒に行い「夕涼み会」として沢山の方が参加できるような仕掛けを行ったこともあり、180名以上が参加。
- SUBACOの活動カレンダーを渡した住民から「今月のマルシェはいつ?」、「毎月楽しみにしているよ」などと声をかけてもらうことが多く、地域に少しずつ活動の認識が広がっている。





孤独・孤立対策の重点計画(具体的施策)

○ 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。(以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋)

(1)孤独・孤立に至っても 支援を求める声を上げやすい社会とする

- ○孤独・孤立対策用ホームページの充実 [内閣官房]
- ○在留外国人に対する情報提供等(法務省)
- ○困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実 [外務省]
- ○民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等 「法務省」
- ○児童生徒の自殺予防(文部科学省)
- ○個別労働紛争対策の推進(厚生労働省)

(3)見守り・交流の場や居場所を確保、 人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

- ○こどもの居場所づくり支援【こども家庭庁】
- ○フードバンク活動の推進 【農林水産省】
- ○住宅確保要配慮者に対する居住支援活動に対する支援 [国土交通省]
- ○刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保 (法務省)
- ○災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援 (復興庁)
- ○消費者の見守り活動等の推進 (消費者庁)
- ○保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進に厚労省)
- ○博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援【文科省】
- ○「つながりの場所」としての自然公園の活用(環境省)

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

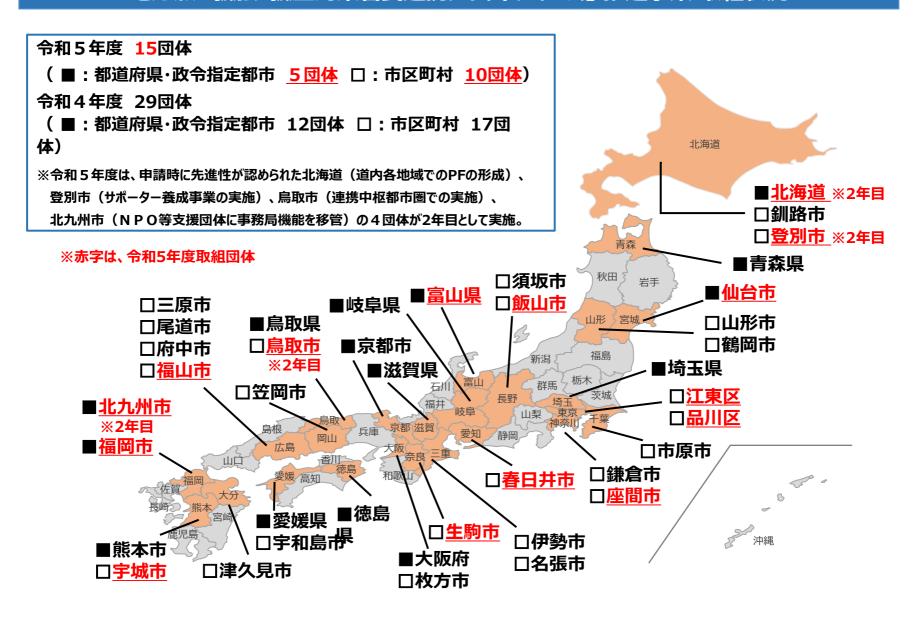
- ○不登校児童生徒への支援の推進 (文部科学省)
- ○行政相談における孤独・孤立対策関係機関等との連携等支援 「総務省]
- ○自殺対策の取組の強化 (厚生労働省)
- ○犯罪被害者等支援の推進 (警察庁)
- ○生活困窮者自立支援制度人材養成研修 (厚生労働省)
- ○職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築 【経済産業省】



(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、 官・民・NPO等の連携を強化

- ○生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- ○困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方 公共団体の支援 [内閣府]
- ○就職氷河期世代への支援(地域就職氷河期世代支援加速化 交付金を活用した支援) [内閣府]
- ○地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進[内閣官房]

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」 推進事業 取組状況



地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」 推進事業 取組事例

設置・運営形態の工夫

- 広域の自治体で連携してPFを設置(連携中枢都市圏を形成する6町との連携)【鳥取県鳥取市】 事例①
- PF運営の民間団体への移行【福岡県北九州市】

既存会議体の活用

- 既存の複数の会議体を整理・統合してPFを設置 【広島県三原市】 事例②
- 重層的支援のための会議体を基盤にしてPFを設置 【徳島県】 【愛媛県】 事例③
 - ※その他、既存の地域づくりの連携会議(岡山県笠岡市)を基盤としてPFを設置する例、被災者支援・復興支援のための会議体(愛媛県宇和島市、 熊本県熊本市)を基盤としてPFを設置する例など

構成員等の工夫

- 県内の全市町村が構成員として参加【岐阜県】 事例④
- 地方銀行、郵便局が構成員として参加【鳥取県鳥取市】 事例①
 - ※その他、地方銀行が参加(埼玉県、愛媛県)、農業協同組合が参加(三重県伊勢市)、商工会議所が参加(三重県伊勢市、鳥取県ほか)、 宅建業協会が参加(徳島県)の例など
- 全国的な中間支援団体をPFのアドバイザーとし、連携してLINE相談を試行実施【山形県山形市】 事例⑤

特定のテーマから取組み、広げていく工夫

- ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者とその家族への支援(相談アプリとGIGAスクール端末の活用など)から入り広げていく例
- 自殺予防対策から入り広げていく例【青森県】

PF構成員と連携した対策の推進

- 相談窓口を開設し、PF構成員の支援機関が連携して対応 【鳥取県】 【愛媛県】 事例③
- 孤独・孤立問題を抱えた住民に早期に声がけできるよう「つながりサポーター」の養成研修を実施 【鳥取県鳥取市】 事
- アートを活用した居場所づくり【神奈川県座間市】

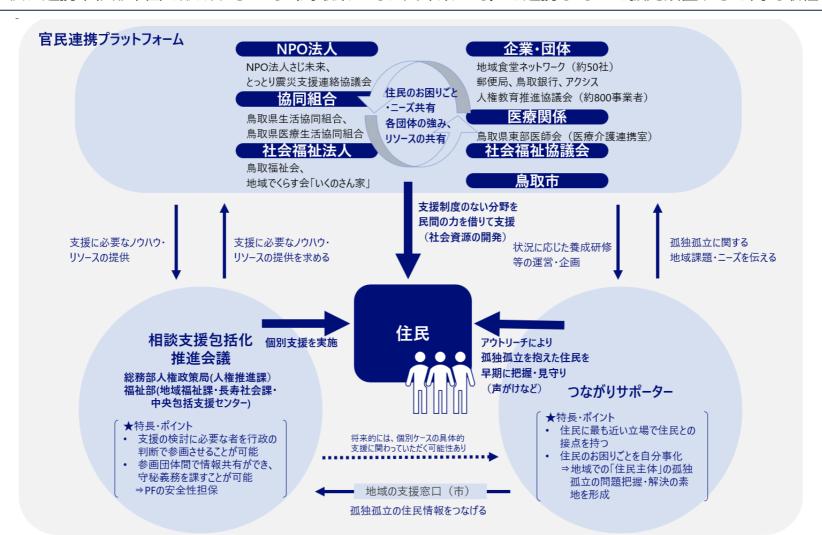
事例(6)

【大阪府枚方市】

事例①

鳥取県鳥取市

- ・PFには郵便局・銀行含む多様な構成員が参加。「つながりサポーター」の養成研修、社会福祉法上の支援会議 (相談支援包括化推進会議)へのノウハウ提供などを通じて、有機的に連携できる姿となっている
- ・今後、連携中枢都市圏を形成する6町(鳥取県4町、兵庫県2町)と連携してPFを拡充設置する方向で取組中

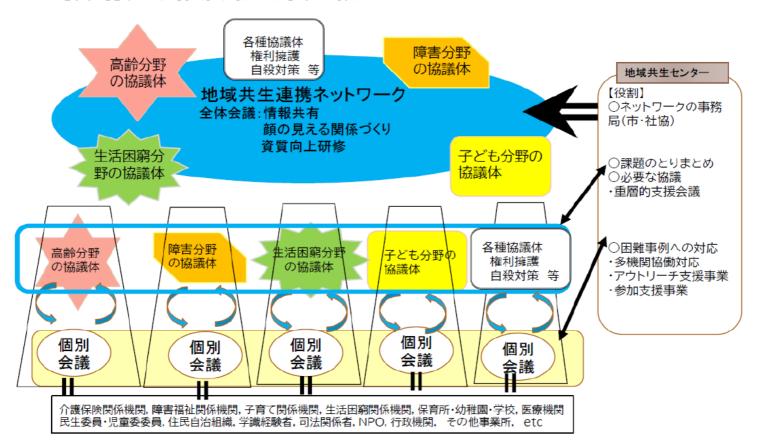


事例② 広島県三原市

- ・庁内で既存の会議体についての調査を実施し、それぞれの会議体を実態を整理した上で会議体を整理・統合し、 地域共生センターを事務局としたPFを設立。
- ・既存の各種協議体を、プラットフォームを構成する部会として配置し、複合課題によって対応が必要な事例を バックアップする体制を整理した。

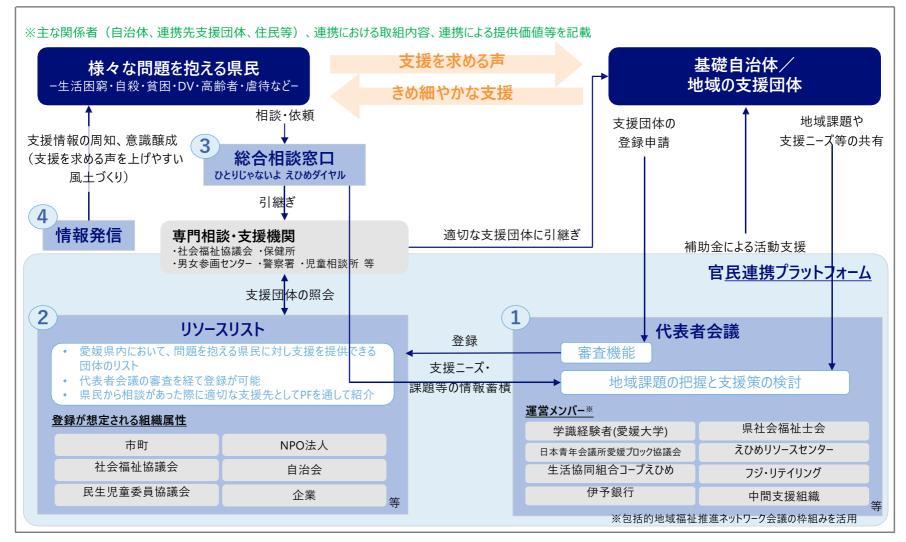
地域共生連携ネットワーク(プラットフォーム)

【目的】社会的孤独・孤立対策を推進するためのネットワーク



事例③ 愛媛県

- ・既存の豪雨災害被災者支援の会議・地域共生社会の実現に向けたネットワーク会議を基盤にPFを設置。銀行など企業も構成員として参画。
- ・総合相談窓口から、PFのリソースリストに登録されている支援団体までのつなぎの仕組みを構築。



事例④ 岐阜県

- ・PFに主体的に参画し、提言する「幹事団体」と、公募により選定される「一般団体」とでPFを構成。
- ・県内全市町村がPFに参画しており、定期的に意見交換会や国の動向等の共有を行い、協力的な関係を構築。
- ・特定の分野(複合的な分野を含む。)や特定エリアを対象としたテーマに機動的に取り組むことができるよう に、分科会を設置予定。

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

プラットフォーム会議

幹事団体

岐阜県民生委員児童委員協議会 岐阜市

神戸町

岐阜市生活・就労サポートセンター 一般社団法人よりそいネットワークぎふ 特定非営利活動法人ぎふNPOセンター 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 一般社団法人岐阜県助産師会

一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク 特定非営利活動法人岐阜いのちの電話協会 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 岐阜県

※岐阜県地域福祉課が事務局となり、PF全体の運営・企画、 幹事団体の候補選定、一般団体の募集・審査を実施。 プラットフォーム会議が中心となって企画したPFでの

【幹事団体の機能】 取組への参加を呼びかけ

- 1 PF活動の「企画」
- 2 PF活動の「周知・発信」
- 3 PF活動の「検証」
- 4 県の孤独・孤立対策への提言
- 5 規定や幹事団体の決定

一般団体

公募により選定(選出方法は下記の通り)。

プラットフォーム会議メン バーを除き、全市町村40、 全市町村社協42、NPO 等支援団体70の計152 団体が参画(3月9日時 点)。

【一般団体の機能】

PFでの取組

への参加

- 1 連携した支援の提供
- 2 連携事業の実施や分科会への参加
- 3 分野横断的な情報共有
- 4 孤独・孤立の情報発信

必要に応じて 次年度以降具体化

分科会

分科会

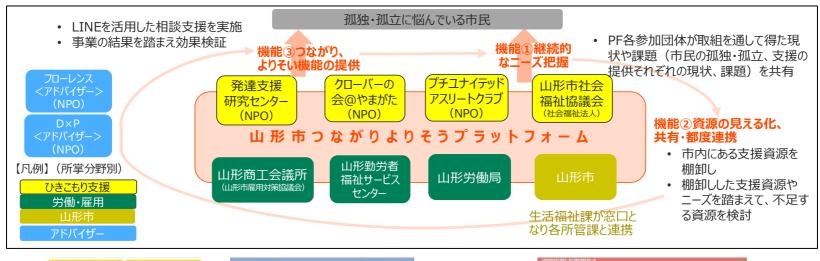
1 ネットワーキング (連携強化) 2 現場情報の共有、 課題解決に向けた 事業の実施

事例⑤

山形県山形市

- ・「山形市つながりよりそうプラットフォーム」を新設の組織体として設立。
- ・PFの第1弾事業である「つながりよりそいチャット」の運営にかかわった中間支援団体(運営を行った認定 NPO法人フローレンスと、若者支援で豊富な実績を持ち「つながりよりそいチャット」の運営を側面支援する 認定NPO法人D×P)にも声掛けし、アドバイザーとしてPFに参加。

山形市つながりよりそうプラットフォームの概要







つながりよりそいチャットの画面



認定NPO法人フローレンスによるプレスリリース

事例⑥ 大阪府枚方市

- ・既存のPF(子供・若者支援地域協議会)を再編し、新たに「高等学校以降の子ども・若者の支援について語らう会」を設立。
- ・ひきこもり等の悩みに関し、従来から幅広い世代への支援を実施してきたところ、新たなPF設立により、特に手が届かない、 将来的なひきこもりの予防にもつながる中高生への支援を検討し、PFを強化
- ・教育機関と連携し、GIGAスクール端末で利用できるSNS相談アプリの運用を市内小中学校で開始。

ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者(おおよそ15~39歳)とその家族など

ひきこもり・居場所のない中高生(~18歳)とその家族や教員など

相談

既存の面談相談・電話相談

- → 子どもの笑顔守るコール (中学生までの教育相談) → ひきこまり等子どまっ苦者相
- ひきこもり等子ども・若者相 談支援センター (15~39歳 まで若者相談) など
- ✓ 子ども・若者本人が 面談・電話相談に来 るケースは少ない
- ✓ そこで、更なるアプロー チの接点創出を企図

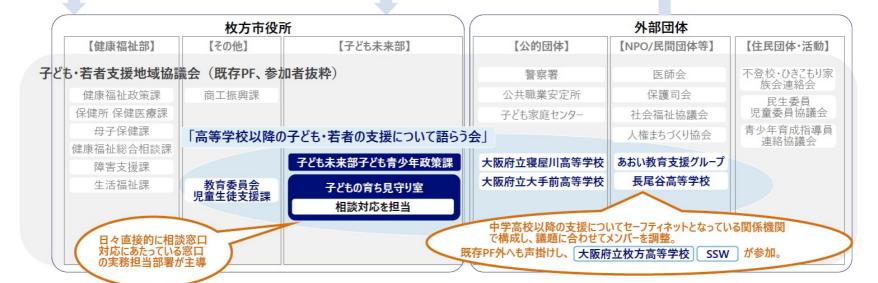
【新規施策①】SNS相談アプリ

- ▶ 2022年夏に一部の小中学生を対象 に実証実験を実施。
- ➤ 2023年度より、GIGAスクール端末に 搭載し、恒常的運用開始を計画。

【新規施策②】アウトリーチ的事業の拡充

- ▶ 2023年2月よりヤングケアラー支援を目的 に家事・育児訪問支援サービスを開始
- > 2023年度よりSSW増員

- ▶ 相談対応
- ▶ 訪問支援
- ▶ 相談窓口の周知
- ▶ 重層的支援会議との連携による 漏れのない支援



孤独・孤立対策推進法①

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。(令和6年4月1日施行)

基本理念(第2条)

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の 状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務(第4条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

孤独・孤立対策推進法②

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築(第11条)

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

➡地域の関係者(分野を超えた官民の主体)が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント!

参画する関係機関等が対等に相 写につながり、

お互いに学び合いそれぞれの エンパワーメントを目指す

「水平的連携」

官:**部局横断的**な庁内連携

民:福祉分野・支援者団体にと

どまらない 多様な主体の参画

(例 文化/芸術/スポーツの市民

活動団体も主体となる)

(協議の促進等)

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(取組例)

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- 関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、

住民への情報発信、普及啓発活動、

・人材確保・育成のための研修

プラットフォームづくり の方からはじめようね!



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 推進事業(モデル事業)はごちらから

具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置(第15条)

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の間で協議する場を設置

ここがポイント!

プラットフォームとは目的・ 取組内容が異なる。 プラットフォームの関係機関等より限定的な主体が構成機関等となり、個人情報も取り扱う。

(孤独:孤立対策地域協議会)

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援(以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。)に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。)により構成される孤独・孤立対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。
2 (略)

44

孤独・孤立対策推進法③

国民の理解増進(第9条)

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

具体的には・・・

(参考) 国の取組

地方自治体における住民向けの啓発活動

孤独・孤立対策ウェブサイト、孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」の育成等

相談支援(第10条)

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、 必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

(参考) 国の取組

相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備

「孤独・孤立相談ダイヤル」(#9999)の試行

人材の確保(第12条)

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進「つながりサポーター」の育成等

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制(イメージ図)

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

①地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援(具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施)、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。

地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- · 企画部門
- •総務部門
- •経済振興関係
- ・子ども関係
- ·教育関係
- ·福祉全般関係
- •環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- •防災関係 等

部局を横断する 庁内連携体制の構築

・地方公共団体が設置する各種機関 (保健所・保健センター、学校等)

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等 の専門機関
- •社会福祉法人
- •社会福祉協議会
- ·NPO

竿

地域住民、地域団体

- ·町内会
- ·民生委員·児童委員
- •保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会

その他関係団体

- ・様々な分野の 市民活動団体 (スポーツクラブ、 文化芸術サークル、 環境保全NPO等)
- ·生協、農協、漁協、 労働者協同組合

等

②孤独·孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、 情報の交換を行うとともに、当事者等への 具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務(罰則付き)あり

(参考)孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その 区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会 を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相 談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援(以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。)に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。)により構成される孤独・孤立対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 (略)

各地方自治体における対応(イメージ)

孤独・孤立対策担当部署の決定・庁内連携体制の構築

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

民間団体・NPO との対話、連携

孤独・孤立対策地域協議会の設置

ウェブサイトやSNSを通じた発信 キャンペーン・イベント実施

相談窓口の設置・既存の相談窓口の連携

つながりサポーターの養成

各地域の孤独・孤立の実態把握

NPO等による ゆるやかな居場所・つながりづくり

※地域の実情に応じて取組を検討・組み立て

分野横断・官民の垣根を 超えた連携が とっても大事!



- ·孤独·孤立対策推進交付金(都道府県)
 - ・地方版プラットフォーム事業(市町村) による対応が可能

孤独・孤立対策推進に当たっての3つのポイント

- > 社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を
 - ・孤独・孤立の問題は、誰にでも、人生のどのタイミングにも起こりうる。 (年齢・属性にかかわらずあらゆる人が対象。)
 - ・福祉分野にとどまらず、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を 入れて対応することが必要。関係者はどの個別分野よりも広い。
- > 孤独・孤立対策は「予防」が重要であり特徴
 - ・ゆるやかな人とのつながり、居場所づくりをあらゆる分野で進めていく。 あわせて、声をあげやすい環境づくりも重要(スティグマ対策)。
- > 官民の水平型の連携・協働の促進、民の主体の多元化
 - ・様々な分野・関係者との連携・協働、関係者のエンパワーメントが重要。



地域共生社会の推進